

省

令

○厚生労働省令第百五十九号
 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十四日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

<p>（人材開発支援助成金） 第二百二十五条（略） 2 人材開発支援助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イ(1)(i)及び(ii)から(ii)までに該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に次のいずれかの職業訓練等（当該事業主の事業の生産性を著しく向上させるためのものに限る。以下この項及び次項において「特定訓練」という。）を受けさせるもの（当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又はイ(2)(i)、(ii)及び(iii)から(iii)までに該当する事業主団体等であつて、訓練実施計画に基づき、構成事業主の雇用する被保険者に特定訓練を受けさせるもの（共同して特定訓練を実施する二以上の事業主にあつては、その全ての事業主が当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。</p>	<p>（人材開発支援助成金） 第二百二十五条（略） 2 人材開発支援助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イ(1)(i)及び(ii)から(ii)までに該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に次のいずれかの職業訓練等（当該事業主の事業の生産性を著しく向上させるためのものに限る。以下この項及び次項において「特定訓練」という。）を受けさせるもの（当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又はイ(2)(i)、(ii)及び(iii)から(iii)までに該当する事業主団体等であつて、訓練実施計画に基づき、構成事業主の雇用する被保険者に特定訓練を受けさせるもの（共同して特定訓練を実施する二以上の事業主にあつては、その全ての事業主が当該特定訓練の期間（海外で実施する職業訓練等の期間を除く）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。</p>
--	--

<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 職業能力開発促進法第十五条の七第一項第二号に規定する高度職業訓練、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十九条第二項第一号の事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う職業訓練等その他人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に職業訓練等を受けさせる事業主の事業の生産性を著しく向上させることが見込まれる職業訓練等</p>	<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 職業能力開発促進法第十五条の七第一項第二号に規定する高度職業訓練、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条第二項第一号の事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う職業訓練等その他人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に職業訓練等を受けさせる事業主の事業の生産性を著しく向上させることが見込まれる職業訓練等</p>
---	--

附則
 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

告示

○農林水産省、国土交通省、告示第七号
 環境省
 〇農林水産省、国土交通省、告示第七号
 指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

令和二年九月二十四日

総務大臣 武田 良太
 農林水産大臣 萩生田光一
 国土交通大臣 野上浩太郎
 環境大臣 赤羽 一嘉
 小泉進次郎

附則	この告示は、公布の日から施行する。	都道府県名		郡名		市町村名		区	域	旧市町村名
		京都府	北諸県郡	三股町	京都市 宮津市 京田辺市	京都市 上宮津村、世屋村 普賢寺村	三股町			